

●「ベンチ利用広告」の許可申請における留意事項(注意点)

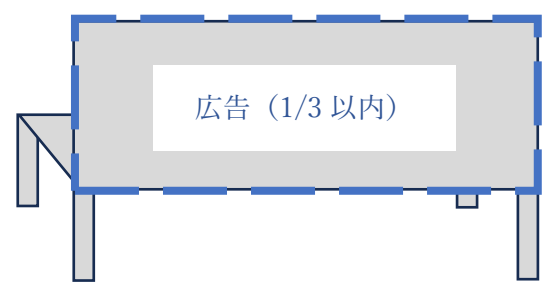
1 「基準 ア、イ、ウ」について

広告は背もたれの両面(座面側又は裏側の面)に、1面につき1個まで、表示する面の面積の1/3 以内で設置可能です。

【座面側イメージ】



【裏側イメージ】



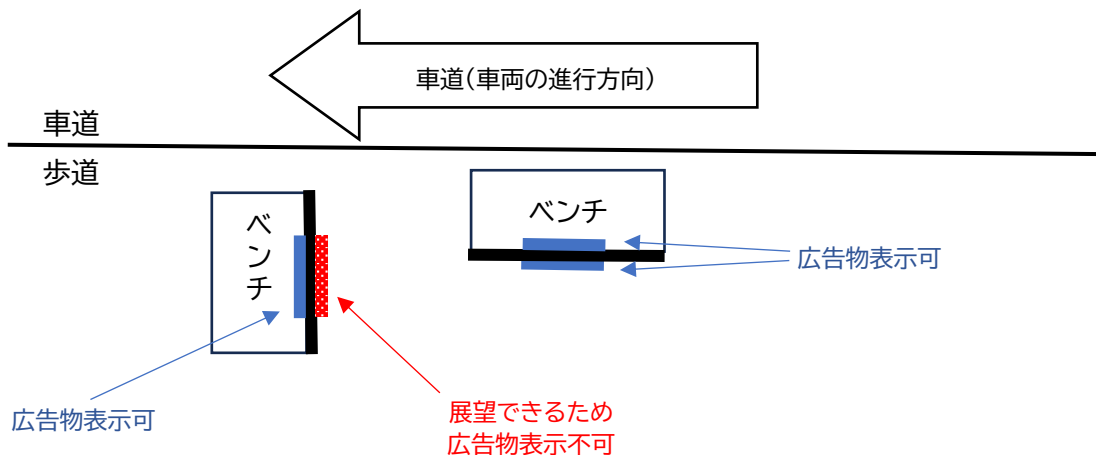
2 「基準 エ」について

屋外広告物を表示又は設置することで、使用者の身体や衣服等に危害を及ぼすことが無いよう、安全な施工及び定期的な点検、適切な維持管理が必要です。

広告物の施工に際しては、板面の角やビスなどが身体に触れることを十分意識し、使用する素材や形の選定に注意すること。また、劣化等による広告物の破損、剥がれや浮き、色落ち等が無いよう定期的な点検、適切な維持管理を実施してください。

3 「基準オ」について

「展望できない面」とは、車両の進行方向に広告物が垂直に向かない面のことです。



4 「基準 色」について

「地色」とは文字や図、柄の背景色として使用する色で、下地の色のことです。

しかしながら、文字の色を赤色、黄色とし、文字の占める割合がおおきければ、背景色と変わりません。

道路に設置するベンチを利用するものにあつては、禁止や注意喚起の標識と混同する恐れが無いよう、赤色、黄色が表示する面積の過半を占める(1/2 を超える)場合は「地色」とみなし、使用不可とします。

【地色とみなし使用不可とする例】



※使用する色彩標記はマンセル値を記載すること。

5 その他（道路占用許可）

道路上にベンチを設置し、広告を掲出する場合は、道路管理者の許可を得る必要があり、地方公共団体等の一部の団体に限り認められています。

※熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱

●参考

【根拠法令等】

○熊本市屋外広告物条例(抜粋)

（許可の基準）

第16条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は規則で定める。

○熊本市屋外広告物条例施行規則(抜粋)

（許可の基準）

第13条 条例第16条に規定する許可の基準は、別表第1の規制地域区分に応じて、別第4から別表第7までに定めるところによる。

○熊本市屋外広告物許可申請等手数料条例(抜粋)

（手数料の額）

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。